

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年 10 月 27 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700194号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700176号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月

厚生年金保険の記録によると、A社における請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。この期間に賞与が支給されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、金融機関から提出された請求者の請求期間②に係る普通預金元帳及び複数の同僚の賞与明細書の写しにより、請求者は平成17年12月9日にA社から賞与の支給を受け、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

請求者の請求期間②に係る標準賞与額については、前述の普通預金元帳及び複数の同僚の賞与明細書の写しにより、3万円とすることが妥当である。

また、請求期間②の賞与支給日については、当該普通預金元帳に記載された賞与振込日から、平成17年12月9日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求期間②に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを

得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

請求期間①について、金融機関から提出された請求者の請求期間①に係る普通預金元帳により、請求者は平成 17 年 7 月 8 日に A 社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、請求者と同日の平成 17 年 7 月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が確認できるところ、当該同僚から提出された請求期間①に係る賞与明細書の写しにより、資格取得月である同月に賞与が支給されていることが確認できるものの、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、事業主からは請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について回答は得られない。

このほか、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。